

三洋電機洋友会規約

第1条（名 称）

本会は、三洋電機洋友会（以下「洋友会または本会」という）と称する。

第2条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、会員と会社の連帯感を強めることを目的とする。

第3条（会 員）

本会は、下記会社に在籍していた役員（相談役、顧問含む）、社員（出向社員含む）で、洋友会への入会者（以下「会員」という）によって構成するものとする。

- （1）三洋電機株式会社、及び三洋電機労働組合と労働協約を締結している会社等に在籍し退任した役員及び10年以上勤務し退職した社員で入会時満50歳以上であること。
- （2）洋友会入会においては、入会地区会員の推薦、及び地区会長の承認が得られること。

第4条（事務局）

本会は、本部事務局を大東市三洋町1番1号に置き、地区事務局を各地区に置くものとする。

第5条（組 織）

本会の組織は、本部及び地区にて構成するものとする。

第6条（活 動）

本会は、下記の活動を行うものとする。

- （1）会報誌「洋友」（年4回発行）による情報提供
- （2）ホームページを利用した情報提供
- （3）文化、教養活動のための会合等の開催
- （4）その他、本会の目的達成に必要な事項

第7条（慶弔金）

本会は、会員に対し下記の慶弔金制度を設けるものとする。

長寿祝（会員本人）		弔事（会員本人）		弔事（配偶者）
喜寿（77才）	10,000円	① 弔慰金	10,000円	① お供え等 3,000円
米寿（88才）	20,000円	② 供花	15,000円限度	
白寿（99才）	50,000円	③ 弔電	2,000円限度	
金婚祝	5,000円			

※金婚祝、配偶者弔事は会員本人の申出による。

第8条（本部役員）

本会に次の本部役員を置くものとする。

会長 1名、副会長 2名、会計 2～4名、会計監査 2名、幹事 若干名
事務局（会社派遣）、及び必要に応じて相談役、顧問若干名を設けることが出来る。

第9条（地区役員）

本会に次の地区役員を置くものとする。

会長 1名、副会長 1～3名、会計 2～4名、会計監査 2名、幹事 若干名、
必要に応じて相談役、顧問を設けることが出来る。尚、地区会長は本部
の役員を兼ねるものとする。

第 10 条（役員を選出）

役員については、本部総会及び地区総会に於いて決定するものとする。

第 11 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。

第 12 条（会計）

1. 会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日迄とする。
2. 本会の運営は、新入会員の入会金、会員の年会費、及び会社、労働組合の助成金を充てるものとする。
入会金 20,000 円、年会費 4,800 円（活動費 3,600 円、慶弔引当金 1,200 円）を基本とする。
但し、入会時の活動費は、入会月に応じて月割りとする。
3. 年会費は、年齢により下記の通り適用する。
 - (1) 満 60 歳未満の入会者は 60 歳までは年会費（活動費）を 3,600 円とし、曼 60 歳を迎えた翌年度より年会費を 4,800 円とする。
 - (2) 満 61 歳以上での入会者は、慶弔引当金の徴収方法を下記の項目から選択できるものとする。き
 - 1) 入会時に慶弔引当金の不足分（1,200×年数）を一括で徴収する。
 - 2) 慶弔引当金（1,200 円）を入会以降 20 年間継続して徴収する
本項目を適用する場合は、加入地区で徴収管理を行い、地区間の移動者が発生した場合は、受け入れ地区に徴収開始・徴収終了年の情報を伝達するものとする。
 - (3) 満 80 歳を迎えた会員は、翌年度より慶弔引当金を免除し年会費を 3,600 円とする。
 - (4) 満 88 歳（米寿）を迎えた会員は、翌年度より名誉会員として年会費を免除する。
但し、上記(2)の 2) を選択した会員は、慶弔引当金を 20 年間徴収した翌年度より免除とする。

第 13 条（総会）

総会は定期総会及び臨時総会とし、本部及び地区で開催するものとする。

- (1) 定期総会は年 1 回 4 月を基本として開催する。
- (2) 臨時総会は必要ある場合に、会長の招集により開催する。

第 14 条（報告及び計画の承認）

本部及び地区の総会に於いて、各々の活動報告・決算報告及び活動計画・予算計画の承認を得るものとする。

第 15 条（会員資格の消滅）

次の何れかの状況が発生した時、会員の資格は消滅するものとする。

- (1) 会員本人が逝去した場合
- (2) 会員本人より退会の届出があった場合
- (3) 1 ヶ年にわたり年会費の入金がない場合

<付則>

1. 本規約の改訂は、地区会長と協議のうえ、本部総会で決定するものとする。
2. 本規約は、平成元年 7 月 6 日より施行とする。

<改訂>

1. 本規約の改訂履歴は、別途保管する。
2. 本規約は、平成 30 年 4 月 25 日より履行する。